２　長径10センチメートル以上20センチメートル未満　1,110点
３　長径20センチメートル以上　2,724点

Ｋ００２　デブリードマン
１　100平方センチメートル未満　1,620点
２　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　4,820点
３　3,000平方センチメートル以上　11,230点
注１　熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合又はＡ群溶連菌感染症に伴う壊死性筋膜炎の場合においては、５回に限り算定する。
２　注１の場合を除き、当初の１回に限り算定する。
３　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の１回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。
４　水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき１回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。
５　超音波式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき１回に限り、超音波式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

Ｋ００３　皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）
１　長径３センチメートル未満　3,480点
２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　9,180点
３　長径６センチメートル以上　17,810点

Ｋ００４　皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）
１　長径３センチメートル未満　2,110点
２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　4,070点
３　長径６センチメートル以上　11,370点

Ｋ００５　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）
１　長径２センチメートル未満　1,660点
２　長径２センチメートル以上４センチメートル未満　3,670点
３　長径４センチメートル以上　5,010点

Ｋ００６　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）
１　長径３センチメートル未満　1,280点
２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　3,230点
３　長径６センチメートル以上12センチメートル未満　4,160点
４　長径12センチメートル以上　8,320点

Ｋ００６－２　鶏眼・胼胝切除術（露出部で縫合を伴うもの）
１　長径２センチメートル未満　1,660点
２　長径２センチメートル以上４センチメートル未満　3,670点
３　長径４センチメートル以上　4,360点

Ｋ００６－３　鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）
１　長径３センチメートル未満　1,280点
２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　3,230点
３　長径６センチメートル以上　4,160点

Ｋ００６－４　皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
１　長径３センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　1,280点
２　長径３センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　2,050点
３　長径３センチメートル以上６センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍　3,230点
４　長径６センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点

Ｋ００７　皮膚悪性腫瘍切除術
１　広汎切除　28,210点
２　単純切除　11,000点
注　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫等に係るものに限る。）を併せて行った場合には、皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。

Ｋ００７－２　経皮的放射線治療用金属マーカー留置術　10,000点
Ｋ００７－３　放射線治療用合成吸収性材料留置術　14,290点

Ｋ００８　腋臭症手術
１　皮弁法　6,870点
２　皮膚有毛部切除術　3,000点
３　その他のもの　1,660点
（形成）

Ｋ００９　皮膚剥削術
１　25平方センチメートル未満　1,810点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　4,370点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,610点
４　200平方センチメートル以上　13,640点

Ｋ０１０　瘢痕拘縮形成手術
１　顔面　12,660点
２　その他　8,060点

Ｋ０１１　顔面神経麻痺形成手術
１　静的なもの　19,110点
２　動的なもの　64,350点

Ｋ０１２　削除

Ｋ０１３　分層植皮術
１　25平方センチメートル未満　3,520点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
４　200平方センチメートル以上　25,820点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。

Ｋ０１３－２　全層植皮術
１　25平方センチメートル未満　10,000点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
４　200平方センチメートル以上　40,290点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。

Ｋ０１３－３　自家皮膚非培養細胞移植術
１　25平方センチメートル未満　3,520点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
４　200平方センチメートル以上　25,820点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。

Ｋ０１４　皮膚移植術（生体・培養）　6,110点
注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

Ｋ０１４－２　皮膚移植術（死体）
１　200平方センチメートル未満　8,000点